

意見書第13号

障害者自立支援法の確実な廃止と「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を踏まえた障害者総合福祉法の制定・実施を求める意見書

日本の障がい者は、日本国憲法の下でも、「権利の主体」ではなく「保護の客体」とされ、障がいによる不利益の責任が障がい者自身や家族にあるとされてきた。

政府は、2010年1月、こうした戦後60年にわたる障がい者福祉の抜本的な改革をめざし、意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」を発足させた。

この推進会議のもとに、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55人からなる「総合福祉部会」が設けられ、18回にわたる討議を重ね、8月30日に応益負担を原則とする障害者自立支援法を廃止した後の「障がいのない市民との平等と公平」を柱にした障がい者総合福祉法の「骨格提言」が発表され、9月26日には「障がい者制度改革推進会議」として蓮舫内閣府特命担当大臣に手渡された。

政府は現在、障がい者総合福祉法案の策定作業を、来年の通常国会提出に向けて進めているが、関係者からは「障がい者の社会への完全参加と平等を保障するものになるか」を不安視する声もある。

当事者が主体となって、さまざまな意見の違いを乗り越えた議論の成果である「骨格提言」をもとに法案が制定されることが、障がい者権利条約を生かすことにもなる。加えて、策定過程での意見交換などの声も出されている。

よって、政府は当事者の不安を払拭し、意見を十分反映する政策策定を行うよう、次の事項を要望する。

記

1. 現行の障害者自立支援法は、2013年8月までに確実に廃止すること。
2. 推進会議及び総合福祉部会が、新しい法律の骨格について提言している意見をもとに法案を作成すること。作成途中にあっても、推進会議・総合福祉部会と意見交換を行うこと。
3. 来年度の報酬改定にあたって、障がい者制度改革推進会議の意見を聞き反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣